

不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項に基づく「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（案）」に関する意見

1. はじめに

表示は、あらゆる商品・サービスにとって欠くことのできないものであり、事業者にとっても消費者にとっても欠かせない情報伝達の手段である。

「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を定めるにあたっては、事業者の表示実務をよく理解し、実態を把握したうえで、具体的にどのような点に課題を抱えているのか、どのような指針であれば実効性があるのかについて、幅広い分野の事業者が参画して議論・検討する必要がある。

表示は、必ずしも最終的に消費者に商品やサービスを供給する事業者が策定しているとは限らないという実態についても留意すべきである。

しかしながら、今回の意見募集にかかる「事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（案）」は、そのような過程を経て議論・検討がなされたものではない。

各分野での実務実態を把握しないまま、想像や推測に基づき指針を決めても、その指針が実効性を持つ可能性は極めて低い。

景品表示法における不当表示の判断基準は極めて曖昧であることを念頭に、いかにして事業者の実務に沿った実効性のある指針を作るか、幅広い分野の事業者を参画させて議論すべきである。

2. 指針案の内容について

1) 全体について

この指針（案）にかかる「講ずべき措置」の実施は、消費者庁が示している課徴金導入案における「注意義務を果たしていたこと」と相関するの可否か、消費者庁の考えを明らかにすべきである。

2) 第2条第2項「事業者が講ずべき措置の規模や業態等による相違」について

- ・「事業者の組織が大規模かつ複雑になればより多くの措置が必要」とあるが、組織の大きさと措置の多少は必ずしも相関するものではない。
- ・組織が大きければ複数の措置を講じていなければ注意義務を果たしていないだとか、組織が小さければ単純な措置さえ講じていれば注意義務を果たしているとするのは妥当でない。

3) 第3条第2項「正当な理由」について

- ・正当な理由は、事業経営や取引の観点から見た合理性や必要性も加味するべきであり、専ら一般消費者の利益の保護の見地からのみ判断されるべきではない。
- ・全ての表示の一言一句全ての内容について、表示等の根拠となる資料を網羅的に保管しておくことは事実上不可能であり、過度な負担を強いるものである。その資料が残っていなかったことだけをもって必要な措置が講じられていないとするのは酷であり、円滑な取引を阻害する。

4) 第4条「事業者が講ずべき表示等の管理上の措置の内容」について

- ・「規模に応じ」とあるが、規模と具体的措置の多少は必ずしも相関するものではない。
- ・規模が小さければ少なくともいい、規模が多ければ多い措置が必要とするのは妥当でない。

5) 第4条第1項「景品表示法の周知・啓発」について

- ・「その商品又は役務について最も情報・知識を有している事業者」とあるが、最終的に消費者に商品を供給する事業者が製造業者等と比べて最も情報・知識を有しているとは限らないことに留意すべきである。

6) 第4-2「法令遵守の方針等の明確化」

- ・小規模事業者であれば従業員間の共有で足りる、大規模事業者の場合は従業員間の共有では足りず明文化が必要であるとするのは公平でない。
- ・大規模事業者であっても従業員間で共有されている実態があれば、必ずしも全てをマニュアル化する必要はない。
- ・商品やサービス、表示する媒体、表示する目的、表示内容等によって手順は異なるものであり、それらを全て網羅的に明文化することは事実上不可能である。

7) 第4-4「表示等に関する情報の共有」について

- ・「規模に応じて情報を各組織部門において共有する仕組みを構築」とあるが、企業秘密に関する情報管理が重要ななか、全て共有すべきというのは妥当でない。

8) 第4-6「表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること」について

- ・全ての表示の全ての内容について、表示等の根拠となる資料を網羅的に保管しておくことは事実上不可能であり、過度な負担を強いるものであるから妥当でない。

3. 具体的事例（案）について

1) 全体について

- ・ここに記載されているものは、不当表示や不当景品を防止するための措置の例示であって、ここに記載されていることを行っていれば措置を講じていると認められる一方、ここに記載されていることを行っていないとしても必ずしも措置を講じていないとは判断されないことを明確にすべきである。
- ・事業者の実務実態を把握しないなか作られた例示であることに鑑み、具体的事例として示すものはベストプラクティス（良い例）のみとすべきである。実務実態に沿った議論・検討を何ら行っていないにも関わらず、不用意に可否判断のための基準を示すべきでない

2) 5 注1について

- ・ここに記載するのは措置を講じている事例のみとすべきであり、「十分でない例」など基準を示すような記載は不適當である。注1は削除すべきである。
- ・削除すべき注1において「当該表示等が違法であるとする判断を他の者が覆すことができる場合」とあるが、景品表示法における不当表示の構成要件は極めて曖昧であることから、表示が違法であるか否かの判断は民間事業者にはできるものではない。
- ・通常民間企業において最高責任者は経営責任者であるから、「表示等管理担当者」の「リスクあり」の判断を受けても経営責任者が表示の判断に踏み切ることは当然である。最終判断を経営責任者がすることをもって体制が不十分とするのは妥当でない。
- ・このような指針で会社法によって定められた代表取締役の権限を制約することは妥当でない。

3) 6 注3について

ここに記載するのは措置を講じている事例のみとすべきであり、具体的基準を示すような記載は不適當である。注3は削除すべきである。

以上